

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

行動制限緩和の実証実験

新型コロナに伴う行動制限の緩和に向けて、ワクチン接種証明等の提示によりイベントの入場制限緩和や飲食店の酒類提供を可能にするなどの実験を来月実施方針。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

9/20(月) 先負 敬老の日、彼岸入り、動物愛護週間
21(火) 仏滅 十五夜(中秋の名月)、秋の全国交通安全運動
22(水) 大安
23(木) 赤口 秋分の日、菅首相が訪米
24(金) 先勝 結核予防週間
25(土) 友引
26(日) 先負 彼岸明け

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
9/13(月)	30,447 △65	110.08 ▼0.14
14(火)	30,670 △223	110.00 △0.08
15(水)	30,512 ▼158	109.43 △0.57
16(木)	30,323 ▼189	109.35 △0.08
17(金)	30,500 △177	109.94 ▼0.59

来年4月から施行される成年年齢引下げ

民法改正(成年年齢関係)により、成年年齢が約140年ぶりに見直され、令和4年4月1日から18歳となります。また、女性が結婚できる年齢を18歳に引上げて、男女の婚姻開始年齢を統一します。

◆飲酒や喫煙等は20歳を維持

成年年齢の引下げにより、令和4年4月1日時点で18歳・19歳に達している方は、その日から成人になります。

民法の成年年齢には、「一人で有効な契約を締結できる年齢」と「親権に服さなくなる年齢」という意味があり、例えば、携帯電話の購入や、アパートを借りる、クレジットカードを作成する、といった契約を親の同意なく行えます。また、住む場所や進学・就職の進路も自分の意思で決定できます。

なお、飲酒や喫煙、公営競技(競馬、競輪など)などは20歳のまま維持されます。

◆成年年齢引下げの影響を受ける主な税制

上記に伴い、次のような制度も変わります。

◎相続税の未成年者控除……相続人が未成年者の場合に相続税額から一定額を控除する制度について、18歳に達するまでの年数に10万円を乗じた金額が控除額となります。

◎贈与税の税率の特例……直系尊属から贈与を受けた場合に適用される特例税率について、受贈者の年齢要件が18歳以上となります。

◎事業承継税制……非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予・免除について、贈与時における後継者の年齢要件が18歳以上となります。

◎NISA……NISA口座を開設できる年齢要件が18歳以上となります(令和5年1月以後に適用)。

■この記事の詳細は、情報BOX201535

インボイス発行事業者の登録申請について

令和5年10月から消費税の仕入税額控除においてインボイス制度が導入され、適格請求書(現行の区分記載請求書に登録番号等の事項を記載したもの)の保存が仕入税額控除の要件となります。

適格請求書を交付できるのは登録を受けた課税事業者に限られ、本年10月から登録申請の受付が始まります。登録は所轄税務署長に申請書を提出する必要がありますので、e-Taxや郵送等(送付先はインボイス登録センター)で提出します。

なお、「適格請求書発行事業者公表サイト」で、*氏名又は名称、*本店又は主たる事務所の所在地(個人事業者等は希望する場合)、*登録番号、*登録・取消・失効年月日が公表されます。

来月から実施される郵便サービスの見直し

本年10月から郵便法改正等により、日本郵便におけるサービスが見直されます。

普通扱いとする郵便物・ゆうメールについては、土曜日配達休止となり、配達日数は1日程度繰り下げ(段階的に実施)となります。なお、ゆうパックや速達、書留などは変更ありません。

その他、*速達郵便料金を1割程度引下げ、*配達日指定郵便の料金区分変更(土曜日を210円に引上げ)、*郵便区内特別郵便物の差出条件変更(地域区分局に差し出し可能)が実施されます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和4年4月から施行となる民法改正による成年年齢引下げ

平成30年6月に民法の成年年齢を20歳から18歳に引下げる民法の一部を改正する法律が成立し、令和4年(2022年)4月1日から施行されます。

また、女性の婚姻開始年齢(現行16歳)を18歳に上げ、男女の婚姻開始年齢を統一することとしています。

◆成年年齢引下げの概要

成年年齢の引下げにより、令和4年4月1日の時点で18歳、19歳となる平成14年(2002年)4月2日~平成16年(2004年)4月1日生まれの方は、その日に成年に達することになります。

民法が定めている成年年齢は、「一人で契約をすることができる年齢」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。

例えば、携帯電話を購入する、一人暮らしのためのアパートを借りる、クレジットカードを作成する、ローンを組んで商品を購入する、といった場合に未成年者は親の同意が必要ですが、親の同意を得ずにこのような契約をすることができるようになります(施行前に20未満の方が親の同意を得ずに締結した契約は、施行後も取り消すことができます)。

また、親権に服することがなくなることから、自分の住む場所(居所)や、進学や就職などの進路決定についても、自分の意思で決めることができるようになります。

そのほか、10年有効パスポートの取得や、公認会計士や司法書士などの国家資格の取得、性別の取扱いの変更審判を受けることも18歳でできるようになります。

一方、成年年齢が18歳になっても、飲酒や喫煙、公営競技(競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走)に関する年齢制限は、これまでと変わらず20歳です。また、大型・中型自動車免許の取得なども20歳のまま維持されます。

◆成年年齢引下げに伴う少年法の改正

成年年齢引下げ後も18歳、19歳は「特定少年」として引き続き少年法が適用され、全件が家庭裁判所に送られ、家庭裁判所が処分を決定します。ただし、原則逆送対象事件の拡大や逆送決定後は20歳以上の者と原則同様に取り扱われるなど、17歳以下の者とは異なる取扱いがされます。

また、18歳、19歳の特定少年が犯した事件について起訴された場合には、実名報道の解禁されません。

◆成年年齢引下げにより変わる主な税制

成年年齢の引下げに伴い、現行「20歳」又は「未成年」と規定されている税制の取扱いは、以下のように変更となります。

※民法改正の施行日前(令和4年3月31日)までに適用期限が到来する措置に関する見直しは、令和3年度までの税制改正において行われていません。

◎相続税の未成年者控除(令和4年4月1日以後の相続等について適用)

法定相続人が18歳未満の未成年者である場合には、18歳に達するまでの年数に10万円を乗じた金額を相続税額から控除します。

◎相続時精算課税(令和4年4月1日以後の贈与について適用)

適用を受けることができる受贈者の年齢要件は、贈与の年の1月1日において18歳以上となります。

◎贈与税の税率の特例(令和4年4月1日以後の贈与について適用)

直系尊属から贈与を受けた場合に特例税率を適用を受けることができる受贈者の年齢要件は、贈与の年の1月1日において18歳以上となります。

◎事業承継税制(令和4年4月1日以後の贈与について適用)

後継者が先代経営者等から非上場会社の株式等(法人の場合)や、事業用資産(個人事業者の場合)を贈与により取得する場合に、受贈者である後継者の年齢要件が18歳以上となります。

◎結婚・子育て資金を一括贈与した場合の贈与税の非課税措置(令和4年4月1日以後の贈与について適用)

適用を受けることができる受贈者の年齢要件が18歳以上50歳未満となります。

◎NISA及びジュニアNISA(令和5年1月1日以後に設けられる口座について適用)

NISA口座を開設することができる年齢要件が、その年1月1日において18歳以上となります。また、ジュニアNISA口座の開設は、その年1月1日において18歳未満となります。